

令和6年度

令和6年8月27日

資料No.7

## 記者会見発表事項

区分	<b>施策の実施及び方針</b> · その他 ( )
タイトル	「第2期村上市空家等対策計画」に基づく施策の実施
発表事項の概要	<p><b>空家等解体費補助事業について</b></p> <p>市内における空家等は増加傾向にあり、これに比例して近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼす管理不全な空家等も増加しております。昨年度改定した「第2期村上市空家等対策計画」において、空家等の発生抑制を基本施策に掲げていることから、所有者等による自発的な空家等の解体を促進させるため、「村上市空家等解体費補助金」を創設し、安全安心な生活を送ることのできる地域社会の実現を目指すものです。</p> <p><b>事業概要</b></p> <p><b>空家等解体に要した費用の一部を補助するもの</b></p> <p>(1) <b>補助対象空家等</b> 空家法に規定する空家等であって、且つ村上市内に存在する空家等。ただし、公共事業等の補償対象となっている空家等及び空家法に基づく特定空家等と認定され、勧告を受けている空家等を除く。</p> <p>(2) <b>補助対象者</b> 補助対象空家等の所有者又はその相続人。</p> <p>(3) <b>補助対象工事</b> 空家等を含む構築物を全て解体し、敷地全体を更地にする工事。</p> <p>(4) <b>補助対象経費</b> 補助対象工事に要した費用(消費税を含めない)。</p> <p>(5) <b>補助金額</b> 補助対象経費の1/3又は、補助上限額20万円のいずれか少ない額。</p> <p>(6) <b>事業期間</b> 令和6年10月1日から令和11年3月31日まで</p> <p><b>空家等を除却した土地に係る固定資産税の減免について</b></p> <p>住宅である空家の除却に伴い、当該空家の敷地に対し住宅用地の特例が適用されなくなり固定資産税が高くなることが空家等の除却が進まない要因の一つといわれていることから、「第2期村上市空家等対策計画」に基づき、住宅である空家除却後の敷地に係る固定資産税の負担軽減制度を導入することで、空家等の適切な維持管理を促進し、市民の良好な生活環境の確保を図るものです。</p>

	<p><b>制度概要</b></p> <p><b>除却された空家(住宅)の敷地であった土地に係る固定資産税の減免</b></p> <p><b>(1) 対象となる空家</b></p> <p>住宅である空家。(事務所・店舗棟を兼ねた併用住宅を含む) ただし、空家法の規定により、適正な維持管理を行うよう勧告を受けた特定空家を除く</p> <p><b>(2) 減免税額</b></p> <p>住宅である空家を除却した後のその土地に係る固定資産税について、通常の固定資産税の額と、当該用地に住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税の額との差額に相当する額を減免</p> <p><b>(3) 減免期間</b></p> <p>空家を除却した日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度から3年度の間。</p>						
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
予算対応	<table border="1" data-bbox="482 1473 1360 1641"> <tr> <td data-bbox="482 1473 917 1536">既決予算額（又は新規要求額）</td><td data-bbox="917 1473 1360 1536">千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="482 1536 917 1599">補正等追加予定額</td><td data-bbox="917 1536 1360 1599">2,000 千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="482 1599 917 1641">合 計</td><td data-bbox="917 1599 1360 1641">2,000 千円</td></tr> </table>	既決予算額（又は新規要求額）	千円	補正等追加予定額	2,000 千円	合 計	2,000 千円
既決予算額（又は新規要求額）	千円						
補正等追加予定額	2,000 千円						
合 計	2,000 千円						
所管課	市民課・税務課						